

# 東海第二運転認めず

## 福島事故後 2例目 水戸地裁判決

日本原子力発電東海第二原発（茨城県東海村）は安全性が確保されていないとして、茨城県など九都県の住民が同社に運転差し止めを求めた訴訟で、水戸地裁（前田英子裁判長）は十八日、運転を認めない判決を言い渡した。

原発は二〇二二年十二月をめどに安全性向上対策工事を終え、早い段階での再稼働を模索していた。判決の効力は確定するまで生じないが、再稼働はより難しくなった。国のエネルギー政策や、再稼働を目指す他の原発の審査にも影響しそうだ。

東京電力福島第一原発事故以降、運転差し止めを命じた判決は、関西電力大飯原発3、4号機の再稼働を認めなかった一四年五月の福井地裁判決に次いで二例目。



日本原子力発電の東海第二原発＝2020年10月、茨城県東海村で、本社ヘリ「おおづる」から（瀧沼義樹撮影）